

## 賞与引当金取扱要領

江戸川区財務諸表作成事務取扱要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 16 条の 2 に規定する賞与引当金及び要綱第 59 条第 12 号に規定する賞与引当金繰入額の算出等については、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1 賞与引当金の算出

#### (1) 賞与引当金の意義

賞与引当金とは、職員の期末手当に関する規則(昭和 50 年 3 月江戸川区規則第 18 号)により職員に支給される期末手当、職員の勤勉手当に関する規則(昭和 54 年 3 月江戸川区規則第 6 号)により職員に支給される勤勉手当及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年 2 月 5 日江戸川区規則第 5 号）により職員に支給される期末手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち、当期の負担相当額をいう。

#### (2) 算出方法

N 年 6 月に支給される期末手当については、(N - 1) 年 12 月 2 日から N 年 6 月 1 日までの勤務実績に基づき算出される。このうち、(N - 1) 年 12 月から N 年 3 月の 4 か月分については、(N - 1) 年度の負担に属するものとして、勤勉手当については、(N - 1) 年 12 月 2 日から N 年 6 月 1 日までの勤務実績に基づき算出される。このうち、(N - 1) 年 12 月から N 年 3 月までの 4 か月分については、(N - 1) 年度の負担に属するものとして、決算整理において賞与引当金額を課別に、かつ、一般会計・特別会計ごとに算出する。

賞与引当金の算出は、期末手当について歳出目ごとに、N 年 6 月の執行予定額に  $2 / 3 (= 4 \text{ か月分} / 6 \text{ か月分})$  を乗じて、勤勉手当について歳出目ごとに、N 年 6 月の執行予定額に  $2 / 3 (= 4 \text{ か月分} / 6 \text{ か月分})$  を乗じて行う（日割り計算は行わない。）

同一歳出目内の各中事業の賞与引当金は、各主管課が別に定める基準に基づいて算定した按分率により、各主管課が算出する。

#### < 引当金の算出定式 >

##### 賞与引当金

$$= \text{N 年 6 月支給見込額分の期末手当} \times 2 / 3 \text{ (小数点以下切上げ)} \\ + \text{N 年 6 月支給見込額分の勤勉手当} \times 2 / 3 \text{ (小数点以下切上げ)}$$

#### (3) 算出主体

経営企画部財政課及び各主管課が算出するものとする。

### 2 賞与引当金繰入額及び賞与引当金の計上（入力）

#### (1) 賞与引当金繰入額

賞与引当金繰入額は、賞与引当金の当期発生額をいう。

各歳出目への繰入額は 1 (2) で算出した額と同額であり、経営企画部財政課より各主管課に通知する。

同一歳出目内の中事業への賞与引当金繰入額は、各主管課が別に定める基準に基づいて算定した按分率により、各主管課が算出する額と同額となる。

(2)(N-1)年度決算の賞与引当金の計上に係る会計処理

1(2)で算出した(N-1)年度に計上すべき賞与引当金について、各主管課が財務会計システムにより賞与引当金を計上する。相手科目は、賞与引当金繰入額とする。

3 N年度における賞与引当金の取崩時の処理

各主管課は、N年度分の決算整理において、賞与引当金を取り崩し、N年6月支給分の期末・勤勉手当から、当該金額を控除する。

4 時系列での仕訳(参考)

(1)引当金繰入時(N-1年度決算整理:N年6月)

(行コス)賞与引当金繰入額 / (BS)賞与引当金

(2)執行時(N年6月及び12月)

(行コス)職員手当等 xxx / (BS)現金預金 xxx

(3)決算時(N年度決算整理:(N+1)年6月)

(BS)賞与引当金 / (行コス)職員手当等

また、(N+1)年6月支給分のうち、当期の負担に属する金額の引き当てを行う。

(行コス)賞与引当金繰入 / (BS)賞与引当金

5 その他

賞与(期末手当・勤勉手当)の予算は、各歳出目に予算計上されている。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

付 則

この要領は、令和6年3月11日から施行し、令和5年4月1日より適用する。